

第8回 木曾川文化圏市町合併協議会

と き 平成15年11月1日(土)
午前8時30分から

ところ 各務原市中央公民館
2階第1研修室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

継続協議事項

協議第10号 合併の期日について

協議第11号 新市の名称について

4. その他

確認事項

「合併協議項目」の協議状況について

第9回以降の合併協議会開催日程等について

5. 閉 会

継 続 協 議 事 項

第 8 回 木曾川文化圏市町合併協議会

合併の期日について（案）

平成16年（2004年）11月1日（月）とする。

調整方針

専門部会

協議項目	合併の期日	協議細目
調整の方針	平成16年(2004年)11月1日(月)とする。	
	留意事項	項
		第3回合併協議会(平成15年6月25日)提出協議案
		平成17年(2005年)1月までとする。

合併協議スケジュール(案)

年度	月	協議会形態	合併協議会の動き	市町の対応		
15年度	4月	法定協議会 第 期 (7ヶ月)	第1回 (4/1) 法定協議会設置 ・委員の委嘱 ・規約、規程の報告承認	川島町長選挙		
	5月		第2回 (6/6) ・岐南町脱退	岐南町住民投票 5/25		
	6月			第3回 (6/25) ・基本項目の検討		
	7月			第4回 (7/9) ・基本項目の協議 ・協定項目の選定協議		
	8月			第5回 (8/8)		
	9月			第6回 (9/5)		
	10月			第7回 (10/7)		
	11月	法定協議会 第 期 (5ヶ月)	第8回 (11/1)	新市建設計画案の協議		
	12月		第9回 (11/14) 第10回 (11/28)		新市建設計画案の決定	
	1月		第11回 (12/13)		協定書のとりまとめ報告	
	2月		第12回	・協定書の決定 ・新市建設計画の決定		
	3月		第13回 第14回	合併協定書調印 知事に合併申請書送付	新年度予算議決 合併議決	
	16年度		4月	法定協議会 第 期 (7ヶ月)	第15回	岐阜県議会の議決(合併)
			5月		第16回	
6月		第17回	岐阜県議会の議決(条例等)			
7月			合併協議会廃止の議決 条例等の議決			
8月			新市予算編成開始 開庁式			
9月			新市移行・新市誕生			
10月						
11月						
12月						
1月						
2月			新市議会で17年度当初予算の審議・決定			
3月						

新市の名称について（案）

新市の名称は、「かがみがはらし各務原市」とする。

調整方針

専門部会

協議項目		新市の名称			
調整の方針		新市の名称は、「各務原市」とする。			
留意事項	項目	先	進		
第3回合併協議会（平成15年6月25日）提出協議案 「各務原市」を基本とし、協議を継続する。		合併期日	合併例（平成15年4月1日以降）		
<p>編入合併</p> <p>基本的には編入する市町村の名称をそのまま使用する。</p> <p><各務原市例規集より></p> <p>市制施行 （昭和38年2月12日 岐阜県告示第67号）</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定に基づき、昭和38年4月1日から稲葉郡那加町、稲羽町、鵜沼町及び蘇原町を廃し、その区域をもって各務原市を置く。</p> <p>町の廃置分合 （昭和38年3月16日 自治省告示第24号）</p> <p>地方自治法第7条第1項の規定により、岐阜県稲葉郡那加町、稲羽町、鵜沼町及び蘇原町を廃し、その区域をもって各務原市を置く旨、岐阜県知事から届出があった。</p> <p>上記の廃置分合は、昭和38年4月1日からその効力を生ずるものとする。</p>	新市名称	合併期日	合併例（平成15年4月1日以降）	備考	
	新居浜市（愛媛県）	平成15年 4月 1日	新居浜市・別子山村	合併方式 編入	
	呉市（広島県）	" 4月 1日	呉市・下蒲刈町	編入	
	あさぎり町（熊本県）	" 4月 1日	上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村	新設	
	宗像市（福岡県）	" 4月 1日	宗像市・玄海町	新設	
	東かがわ市（香川県）	" 4月 1日	引田町・白鳥町・大内町	新設	
	大崎上島町（広島県）	" 4月 1日	大崎町・東野町・木江町	新設	
	静岡市（静岡県）	" 4月 1日	静岡市・清水市	新設	
	南アルプス市（山梨県）	" 4月 1日	白根町・若草町・櫛形町・甲西町・八田村・芦安村	新設	
	山県市（岐阜県）	" 4月 1日	高富町・伊自良村・美山町	新設	
	神流町（群馬県）	" 4月 1日	万場町・中里村	新設	
	加美町（宮城県）	" 4月 1日	中新田町・小野田町・宮崎町	新設	
	周南市（山口県）	" 4月 21日	徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町	新設	
	瑞穂市（岐阜県）	" 5月 1日	穂積町・巣南町	新設	
	野田市（千葉県）	" 6月 6日	野田市・関宿町	編入	
	新発田市（新潟県）	" 7月 7日	新発田市・豊浦町	編入	
	田原市（愛知県）	" 8月 20日	田原町・赤羽根町	編入	
	千曲市（長野県）	" 9月 1日	更埴市・上山田町・戸倉町	新設	掲載したデータは、平成15年10月現在のものです。

確認事項

第8回 木曾川文化圏市町合併協議会

「合併協議項目」の協議状況 (H15.10.7現在)

基本的協議項目

協議項目	提案日	協議状況	承認日	調整方針
1 合併の方式	H15.6.25 (第3回)	承認	H15.6.25 (第3回)	羽島郡川島町を廃し、その区域を各務原市へ編入する編入合併とする。
2 合併の期日	H15.6.25 (第3回)	継続協議		[提案]平成17年(2005年)1月までとする。
3 新市の名称	H15.6.25 (第3回)	継続協議		[提案]「各務原市」を基本とし、協議を継続する。
4 新市の事務所の位置	H15.6.25 (第3回)	承認	H15.6.25 (第3回)	現各務原市役所の位置とする。
5 財産の取扱い	H15.6.25 (第3回)	承認	H15.6.25 (第3回)	両市町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

合併特例法に規定されている協議項目

協議項目	提案日	協議状況	承認日	調整方針
6 議会議員の定数及び任期の取扱い	H15.7.9 (第4回)	承認	H15.8.8 (第5回)	合併後、編入された区域の住民の意見を新市の行政に反映させるため、合併特例法の「在任特例」及び「定数特例」を適用するものとする。
7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	H15.7.9 (第4回)	承認	H15.7.9 (第4回)	川島町農業委員会は各務原市農業委員会に統合する。 合併特例法の規定を適用し、川島町の農業委員のうち、選挙で選出された12人は、各務原市の農業委員の在任期間だけ在任する。
8 地方税の取扱い	H15.7.9 (第4回)	継続協議		[協議内容]原則として各務原市の制度に統一する。ただし、個人市民税の均等割、法人市民税の法人税割及び都市計画税については、不均一課税を実施する。(都市計画税の不均一課税の方法については専門部会・幹事会において協議中)
9 一般職の職員の身分の取扱い	H15.7.9 (第4回)	承認	H15.7.9 (第4回)	川島町の定数内の職員は、すべて各務原市の職員として引き継ぐものとする。
10 新市建設計画				小委員会を設置し検討中

その他必要な協議項目

	協議項目	提案日	協議状況	承認日	調整方針
11	特別職の身分の取扱い	H15.7.9 (第4回)	承認	H15.7.9 (第4回)	(1)川島町の常勤の特別職(三役及び教育長)及び執行機関の委員(教育委員会の委員等)については、合併の前日をもって失職する。 (2)付属機関等の委員については、法令等に定めのある場合は、その規定を適用する。 なお、該当規定のない場合は、両市町の長が別に協議して定めるものとする。
12	条例、規則等の取扱い	H15.8.8 (第5回)	承認	H15.8.8 (第5回)	条例、規則等は、各務原市の条例、規則等を適用する。 ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。
13	事務組織及び機構の取扱い				
14	一部事務組合等の取扱い				
15	使用料、手数料の取扱い	H15.10.7 (第7回)	承認	H15.10.7 (第7回)	使用料については、原則として、各務原市に統一するものとする。ただし、施設の規模や性格を勘案し、個別に判断すべきものは、個別の施設ごとに決定する。 手数料については、原則として、各務原市に統一するものとする。
16	公共的団体の取扱い	H15.9.5 (第6回)	承認	H15.9.5 (第6回)	公共的団体の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について以下の方針により調整を行う。 両市町に共通する団体は、それぞれの団体の理解と協力を得ながら、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。 独自の目的を持った団体については、それぞれ自主的な判断に委ねる。
17	補助金、交付金等の取扱い	H15.10.7 (第7回)	承認	H15.10.7 (第7回)	補助金、交付金等について、原則として、各務原市に統一するものとする。
18	町名、字名の取扱い	H15.8.8 (第5回)	承認	H15.10.7 (第7回)	川島町内の町の名称を変更する。 川島町内の現行の町の名称の前に「川島」を付したものを変更後の町の名称とする。

19	慣行の取扱い	H15.9.5 (第6回)	承認	H15.9.5 (第6回)	市章、シンボルマーク、市民憲章、市の木・市の花については、各務原市の現行のものを使用する。 都市宣言については、両市町の現行のものを新市に継承する。
20	国民健康保険事業の取扱い	H15.8.8 (第5回)	承認	H15.8.8 (第5回)	国民健康保険料(税)の賦課業務に関しては、原則として各務原市の現行制度に統一するものとする。
21	介護保険事業の取扱い	H15.9.5 (第6回)	承認	H15.9.5 (第6回)	介護保険料については、原則として各務原市の制度に統一するものとする。ただし、合併する日が属する年度及びこれに続く1年度は、不均一賦課を実施する。
22	各種事務事業の取扱い				
	(1)友好都市提携・国際交流事業	H15.8.8 (第5回)	承認	H15.8.8 (第5回)	現在両市町で行っている国際・国内都市交流についてはこれを尊重し、新市においても継続する。
	(2)電算システム事業	H15.9.5 (第6回)	承認	H15.9.5 (第6回)	電算システムについては、原則として、川島町の電子データを各務原市のシステムに移行し一元化するものとする。
	(3)広報広聴関係事業	H15.8.8 (第5回)	承認	H15.8.8 (第5回)	広報紙、ウェブサイト(ホームページ)、まちづくりを語る会、市民相談などの各種広報広聴関係事業については、各務原市に統一する。
	(4)消防防災関係事業				
	(5)交通関係事業 (コミュニティバス)	H15.8.8 (第5回)	承認	H15.8.8 (第5回)	旧川島町区域の住民サービスの低下を防ぎ、市役所本庁舎への交通アクセスを確保するため、市ふれあいバスに(仮称)川島線を新設する。
	(6)保健事業				
	(7)障害者福祉事業	H15.10.7 (第7回)	承認	H15.10.7 (第7回)	障害者の福祉制度については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。ただし、川島町が実施し、各務原市が未実施である「補助犬育成費助成事業」については、新市においてもこれを実施する。また、川島町の「障害者小規模授産所」についても、新市にて引き続き実施する。
	(8)高齢者福祉事業	H15.10.7 (第7回)	一部継続協議	H15.10.7 (第7回)	【協議内容】高齢者福祉事業については、原則として、各務原市に統一するものとする。なお、川島町で実施している「いきいきデイサービス事業」「展望浴場」については、新市においても引き続き実施する。 ('百歳祝い金」「敬老祝い金」については、継続協議扱い)

(9) 児童福祉事業							
(10) その他の福祉事業	H15.10.7 (第7回)	承認	H15.10.7 (第7回)			生活保護、母子・父子家庭事業については、各務原市の現行制度に統一する。	
(11) 環境事業							
(12) 農林水産関係事業							
(13) 商工・観光関係事業	H15.10.7 (第7回)	承認	H15.10.7 (第7回)			融資事業については、各務原市の現行制度に統一する。	
(14) 建設関係事業	H15.8.8 (第5回)	承認	H15.8.8 (第5回)			合併後速やかに岐阜都市計画区域内の川島町地域を各務原都市計画区域に変更するとともに、その内容を見直し、一体的な都市基盤整備を図る。	
(15) 上・下水道事業							
(16) 学校教育事業	H15.9.5 (第6回)	承認	H15.9.5 (第6回)			義務教育の取扱いについては、原則として各務原市の現行制度に統合するものとする。 なお、川島町の小中学校の就学区域(校区)については、現行のままとする。	
(17) 社会教育事業	(公民館)	承認	H15.9.5 (第6回)			川島町公民館の名称を「各務原市川島公民館」とする。休館日及び開館時間は、合併までに調整し統一を図る。利用者については各務原市の例による。 川島町公民館主催事業は合併後5年を目処に事業の継続について調整する。	
	(歴史民俗資料館)	承認	H15.9.5 (第6回)			「川島町ふるさと史料館」を「各務原市川島ふるさと史料館」に名称変更する。 休館日及び開館時間は、合併までに調整し統一を図る。	
	(図書館)	承認	H15.9.5 (第6回)			「川島町ほんの家」を「各務原市中央図書館」の分館とし、名称を「各務原市川島ほんの家」とする。 休館日及び開館時間は、合併までに調整し統一を図る。利用者については、各務原市の例による。	
(18) その他事業	H15.10.7 (第7回)	承認	H15.10.7 (第7回)			指定金融機関は、現行の各務原市の指定金融機関とする。収納代理金融機関として、現行の各務原市が指定する機関に加えて、新たに岐阜南農業協同組合及びいちい信用金庫を指定する。	

第9回以降の合併協議会開催日程について

回	月日(曜日)	時間	場 所
第9回合併協議会	11月14日(金)	15:00	川島町役場4階集会室
第10回合併協議会	11月28日(金)	14:00	各務原市産業文化センター 8階第1特別会議室
第11回合併協議会	12月13日(土)	14:00	各務原市産業文化センター 8階第1特別会議室